

2012 年 10 月 22 日第 3 条修正
2013 年 6 月 22 日細則・施行規則修正
2015 年 12 月 24 日細則項 7 追加
2025 年 4 月 17 日細則項 1 改定

APCTP 日本委員会規則

第 1 条（名称） 本委員会を APCTP 日本委員会と称する。

第 2 条（目的） 本委員会は、アジア太平洋地域における理論物理学研究の発展に資するため、Asia Pacific Center for Theoretical Physics に対して必要な支援、助言その他を行なうことを目的とする。

第 3 条（委員）

一、 委員会は関連研究機関からの推薦と研究者コミュニティによって選ばれた委員により構成される。

二、 一における関連研究機関および研究者コミュニティと委員の数および任期は別にこれを定める。

三、 APCTP の Trustee および Council を務める日本の研究者は、前記一によらず委員会の委員とする。

第 4 条（委員長）

一、 委員会は委員の互選により委員長を選出する。

二、 委員長は本委員会の会合を招集し、会合の議長を務める。

第 5 条（幹事）

一、 委員会は必要に応じて委員の互選により幹事を選出する。

二、 幹事は委員長を補佐し、その他必要な業務を行う。

第 6 条（連絡幹事）

一、 委員長は委員の中から連絡幹事を指名する。

二、 連絡幹事は APCTP との間で必要な連絡を行なう。

三、 連絡幹事は委員長の招集する会合の手配および必要な連絡を行なう。

第 7 条（顧問）

一、 委員長は、委員の外から顧問を委嘱することができる。

二、 顧問は委員会の活動に助言を行う。

第 8 条（会合）

提議された議案は会合出席委員の過半の賛成を持って議決される。

第9条（持ち回り）

委員長は、必要に応じて会合を開催することなく、議案をメールその他の手段を持って委員に回覧し、議決を求めることができる。

第10条（解散）

本委員会は、委員会会合においてその役目を終えたと認められた時に解散する。

第11条（その他）

本規則による委員会発足に関わる事柄は別にこれを定める。

APCTP 日本委員会細則

本細則は APCPT 日本委員会規則における必要な事項を定める。本細則は、APCTP 日本委員会の議決によって決定、修正される。

- 1, APCTP 日本委員会規則 3 条にいう関連研究機関とは、東京大学国際高等研究所カブリ数物連携宇宙研究機構（Kavli IPMU）、東京大学物性研究所（物性研）、高エネルギー加速器研究機構（KEK）、理化学研究所（理研）、京都大学基礎物理学研究所（基研）、大阪大学核物理研究センター（RCNP）を指す。
- 2, APCTP 日本委員会規則 3 条にいう研究者コミュニティとは、素粒子論グループの素粒子論サブグループ、同核理論サブグループ、物性グループ、理論天文学宇宙物理学懇談会を指す。
- 3, APCTP 日本委員会規則 3 条にいう関連研究機関からは各 1 名の委員を選出し、委員の任期は 2 年とする。但し重任はこれを妨げないものとする。
- 4, APCTP 日本委員会規則 3 条にいう研究者コミュニティからは各 2 名の委員を選出し、委員の任期は 2 年とする。但し重任はこれを妨げないものとする。
- 5, 前項 3 および 4 の委員の任期は 4 月 1 日を始期とする。但し、任期途中で委員が交代する場合はこの限りではなく、交代する委員は前任者の残りの任期を務めるものとする。
- 6, 前項の規定に拘わらず、委員の後任の着任が遅れる等の場合は、後任委員の着任まで前任の委員がその務めを果たすものとする。

- 7、 前項 1 に定める関連研究機関は、APCTP メンバーエンティティである関連研究機関が APCTP に対して支払うメンバーシップフィーについて均等に負担するものとする。

APCTP 日本委員会規則施行規程

本規程は APCTP 日本委員会規則による委員会が発足する際の手続きおよび例外措置その他必要な事柄を定める。

- 1、 本規程による委員会発足時には、上記 APCTP 日本委員会細則を APCTP 日本委員会細則として準用する。
- 2、 本規程による委員会発足時には、上記 APCTP 日本委員会細則によって選出される委員がすべて確定した後、遅滞なく会合を開催するものとする。
- 3、 本規程による委員会発足時には、APCTP 日本委員会細則 4 によらず研究者コミュニティから選出される 2 名のうちその 1 名の任期は 1 年とする。その任期を 1 年とされた委員の任期は 2014 年 3 月末日までとする。余の 1 名の委員の任期は 2015 年 3 月末日までとする。
- 4、 本規程による委員会発足時には、APCTP 日本委員会規則第 3 条一の定めにかかわらず、研究コミュニティの代表者が指名するものを研究コミュニティから選出された委員とすることができる。

以上